

令和7年黒石市教育委員会第10回定例会会議録

日 時 及 び 場 所 令和7年10月28日(火) 午後1時30分 黒石市教育委員会 会議室

会議出席者 教育長 山内孝行
委員 1番 永川信子
委員 2番 後藤耕谷
委員 3番 宇野元雄
委員 4番 村上照幸

会議欠席者 なし

説明のため出席した者の職氏名

教育部長	駒井俊也
指導課長	小山内徹
学校教育課長	西塚啓
社会教育課長	佐藤周紀
文化スポーツ課長	池田守臣
学校教育課長補佐	大平清紀
学校教育課長補佐	須藤亜貴子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第61号 黒石市立学校に係る部活動の方針の策定について
- 第6 議案第62号 教育長の職務に専念する義務の免除について
- 第7 議案第63号 黒石市立図書館長の任命について

会議の顛末

開会宣言(午後1時30分)

第1 会議録の承認

令和7年黒石市教育委員会第9回定例会の会議録については、委員全員異議なく原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、令和7年10月28日の1日とすることで、委員全員異議なく決定する。

第3 会議録署名委員の指名

教育長が「1番 永川信子委員」を指名する。

第4 教育長等の報告（議事前報告）

なし

第5 議案第61号 黒石市立学校に係る部活動の方針の策定について

スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、黒石市立学校に係る部活動の方針を策定するため、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

後藤委員

学校部活動の地域連携について、「学校部活動だけではなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も児童生徒や保護者へ周知する」とありますが、具体的にどのような方策で周知するのか教えてください。

指導課長

一つは、入学説明会の時に地域クラブの紹介、中体連等に参加できる資格等の詳細について保護者へ説明をする時間を設けたいと思っています。もう一つは、クラブチームから各小中学校にポスター掲示の依頼があり現在も行っておりますので、児童に環境面で呼び掛けています。この2つの方法で周知したいと思っております。

後藤委員

中学校は、黒石中学校、中郷中学校の2校ありますが、部活動の種類はそれぞれで、学校ごとの説明では、その学校にある部活動が中心になるため、市全体で紹介できる場、市内の卒業学年の児童及び保護者を対象に、一括して説明する場を設けてはどうでしょうか。

指導課長

方針に係る保護者への周知に関する具体例のご提案ということで、即答はできませんが、様々な方策を考えながら今後検討していきたいと思います。

後藤委員

関係する質問ですが、今、中学校に部活動指導員を配置しています。地域連携の方向に進む方法で決めたほうがいいということで、外部のスポーツ団体や文化活動団体に依頼し派遣してもらうという形をとったほうが地域連携が進むと思いますが、いかがでしょうか。

教育部長

現在は、スポーツ競技の指導者を配置しておりますが、指導者を決定する際は、市のスポーツ協会へ意見を伺って、決定し、配置しております。今後は、文化活動についても検討していきたいと考えています。

以上、審議を終え、全員異議なく原案を可決する。

教育長から日程第6議案第62号及び日程第7議案第63号は、教育長自身に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により議事に参与することができないため、議事の進行を教育長の職務代理者である宇野委員にお願いし、審議が終了するまで退席する旨の発議あり。

教育長は退席し、教育長職務代理者が以降の審議を行う。

第6 議案第62号 教育長の職務に専念する義務の免除について

黒石市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例第3条及び黒石市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第1号の規定に基づき、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく原案を承認する。

第7 議案第63号 黒石市立図書館長の任命について

黒石市立図書館長の任期が令和7年11月20日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

永川委員

議案の順番は、図書館長に任命されてから職務に専念する義務の免除の承認となるのではないですか。

教育部長

議案の提出は同時になるため後先はありませんが、所管課の順番になっております。「教育長の職務に専念する義務の免除について」は学校教育課、「黒石市立図書館長の任命について」は社会教育課が所管課となっております。

以上、審議を終え、全員異議なく原案を可決する。

教育長職務代理者から教育長入室の求めがあり、教育長が入室する。

教育部長から、議案第62号及び議案第63号について原案のとおり承認・可決されたことを報告する。

公開終了（午後1時54分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条
及び第19条の規定に基づき作成した令和7年黒石市教育委員会第10回定例会の
会議録について、同規則第20条の規定による承認を受けたので、同規則第21条
の規定に基づき、ここに署名する。

令和7年11月25日

黒石市教育長 (山内孝行)

黒石市教育委員 (永川信子)